

騒音に係る環境基準について

平成24年1月
福島県

I 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。

この基準は、騒音の発生源ごとに、環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音についてそれぞれ定められており、県知事が騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定を行うことになっています。

1 環境騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域

環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）の環境基準の類型を当てはめる地域を有する市町村は、下表の12市町村となっております。

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市		
本宮市	石川町				

2 環境騒音〔一般地域（道路に面しない地域）〕に係る環境基準

地域の 類型	基準値		類型を当てはめる地域の範囲
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下	住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（県内では未指定）
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

- * Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- * Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- * Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

II 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

新幹線鉄道騒音については、下表の12市町村の新幹線鉄道の軌道中心から両側へ300メートルの地域について、土地利用の実態等を勘案し、I類型とII類型を当てはめています。

県北地方			県中地方		県南地方
福島市	伊達市	桑折町	郡山市	白河市	天栄村
二本松市	本宮市	国見町	須賀川市	西郷村	矢吹町

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	該当する地域
I	70デシベル以下	東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域であって、原則として、都市計画法に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であってI以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用されない。

III 航空機騒音に係る環境基準について

平成5年3月に開港した福島空港周辺の地域について、II類型を当てはめています。

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当てはめる地域	該当地域
I	70WECPNL以下	専ら住居の用に供される地域	未指定
II	75WECPNL以下	I以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	須賀川市、石川町及び玉川村の一部の地域

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除く。